

みなと未来会議 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、みなと未来会議と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、海辺の資源を活用した観光振興を実施し、地域活性化を図ることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 海辺を活用したイベントの企画・実施
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) その他観光振興に係る活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、団体の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人とする。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第6条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長 各1名
- (2) 監事 2名

(選任等)

第7条 会長及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選とする。
- 3 監事は、会長又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第8条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

第10条 この団体に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第11条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第12条 総会の議事は出席者の過半数をもって委任する。

(権能)

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

付 則

1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。